

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用している。

② その他の有価証券

・時価のあるもの

時価法を採用している。

・時価のないもの

原価法を採用している。

③ 外貨建有価証券

決算時の為替相場による円換算としている。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建 物	30年～50年
構 築 物	10年～30年
機械(装置)	5年～15年
什器備品	3年～10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

未収金の貸倒の損失に備えるため、一般債権については、一定の率(6/1000)により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

税込方式である。

2. 会計方針の変更

投資信託の特別分配金は、従来、特定資産受取配当金に計上していたが、当事業年度より、有価証券の帳簿価額から減額する会計処理に変更しております。

この変更は、近年特別分配金の比重が高まってきたことに伴う本来の会計処理への変更であり、財務状況をより適切に反映するために行ったものであります。

この結果、前事業年度と同一の基準を採用した場合と比較して、特定資産受取配当金と評価損益等調整前当期経常増減額は317,923千円減少し、特定資産評価損益は同額増加しております。